

第17期役員（2025～2026年度）の選任のすすめ方について



コープしがは、組合員約22万人の組織となり、供給高も約400億円と大きい事業体になりました。事業が大きくなると共に社会的役割や期待も大きくなり、組合員の多様なニーズに応え社会的責任を果たせる組織運営が重要です。

第45回通常総代会（2025年6月19日）の第16期役員任期満了に伴い、第17期役員の選出を、定款第19条及び役員選任規約に基づき役員選任制度で行います。役員選任制度は、役員候補者全員を一括して総代会に議案として提案し、議決いただく制度です。

一人ひとりが役割と責任を自覚し、組合員理事・常勤理事・有識理事が組合員視点、経営責任の視点、社会的視点で互いに補完し合い、監事も含めて役員全体で責任を持つ体制を構築します。

理事会は、役員候補者の決定にあたって、総代が委員として入る役員推薦委員会に候補者の推薦要請を行います。役員推薦委員会では、組織・事業の継続性、発展性、安定性に配慮をして、役員に適格な候補者を推薦いただきます。

理事会は、コープしが理念の実現に向けて事業と活動を継続的に発展させるため、2030年ビジョン実現を目指す中間の3年となる「第Ⅱ期やくだつ・つながる・ひろがる計画」の推進を押し進める意志のある人を責任をもって擁立し、自信をもって役員推薦委員会に推薦要請します。

また、役員選任規約第6条・第4項に基づき、地域区組合員理事候補者の推薦に先立ち、右記の「地域区組合員理事候補者推薦希望の申出の公示」を行い、地域区役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を受け付けます。

■コープしが役員推薦の考え方（基準） <抜粋>

生協の役員に求められるもの（任務）

すべての理事の第一義的任務は、理事会の審議に参加し、総代会方針に基づいて重要な業務執行方針を決定することです。あわせて、非常勤理事には、常勤理事の業務執行が法令・定款・方針に即して行われているかを見守ると共に方針の実現に向けた取り組みと一緒に力を合わせて実現していくことが求められます。なお、役員は、善管注意義務と忠実義務の責任を負います。

地域組合員理事の任務

- ・組合員のニーズや想いと願いを的確に把握し、理事会に反映する。
- ・組合員視点での課題共有・調整・考え方の整理などの役割を發揮し、理事会全体のガバナンス強化につなげる。
- ・地域の組合員の運営参加を促進し、総代会や理事会で確認したことをエリア運営や地域活動を通して推進する。

推薦の前提条件

役員推薦委員会が、役員候補を推薦するにあたり、次のことを前提とします。

- ①生協の役員に求められるもの(任務)を担うための自覚と責任をもち、コープしがの発展に貢献する意志があること。
- ②法令や役員選任規約第4条に定められた不適格者でないこと。

地域組合員理事候補の推薦の留意事項（地域区役員推薦委員会）

役員推薦委員会が、理事候補を推薦するにあたり、次のことに留意します。

- ①生協の事業を利用し、総代、エリア委員、地域委員等の経験があり、その経験を活かせること。
- ②生協の事業を利用し、地域活動や組合員活動の経験が豊富なこと

地域区役員推薦委員会への地域区組合員理事候補者としての推薦希望の申出の公示

2024年11月25日

生活協同組合コープしが

代表理事 理事長 白石 一夫

生活協同組合コープしが第45回通常総代会（2025年6月）に於いて、役員任期満了に伴う改選を定款第19条及び役員選任規約に基づき実施します。これに先立ち、役員選任規約第6条に基づき地域区役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を以下のとおり受け付けます。

1. 役員選任を行う総代会の日時及び場所

【日時】2025年6月19日（木）10時～12時予定

【場所】栗東芸術文化会館さくら 住所：栗東市縄二丁目1番28号

2. 地区別の理事定数

地区名	地域区の市町	定数
西地区	大津市、高島市	3
南地区	草津市、栗東市、守山市、野洲市	3
東地区	甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡	3
北地区	彦根市、米原市、長浜市、愛知郡、犬上郡	3
	地域区組合員理事 計	12

3. 申出の受付方法及び申出の期限

(1) 受付期限：2024年12月 2日（月）～12月13日（金）

但し、受付期間中の月～金曜日の、10時～17時

(2) 受付場所：生活協同組合コープしが 本部 組織広報部

(住所) 野洲市富波甲972番地

(電話) 077-586-4839

(3) 受付方法：申出しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、申出することとします。

所定の用紙は、12月2日より本部に用意します。

4. 申出をできる者

公示のあった日の前月末日から継続して組合員である者。但し、役員選任規約第4条により以下の各号に該当する者は除く。

- (1) 未成年者
- (2) 破産手続き開始の決定を受け、復権していない者
- (3) 生協法の規定により役員となることができない者

5. 役員推薦のすすめ方

全体区・地域区役員推薦委員会は、全体区役員推薦委員会で定めた「コープしが役員推薦の考え方（基準）」に基づき、役員として適格な候補者を理事会に推薦します。

【定款】

(役員の選任)

第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 監事のうち組合員以外の者は、その就任の前5年間は、この組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。なお、監事の互選をもって常勤の監事をおくことができる。

4 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

【役員選任規約】

(地域区理事候補者の推薦)

第6条 地域区理事候補者を推薦する機関として、別表で定める地区ごとに地域区役員推薦委員会をおく。

2 地域区役員推薦委員会は、地域区ごとに当該地区の総代5名以内と理事若干名

で構成し、理事会において承認する。地域区役員推薦委員会は、委員長を互選する。

3 理事長は、前項の委員会を設置したときは、その内容を直近の総代が出席する会議に報告しなければならない。

4 理事長は、地域区理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公示し、地域区役員推薦委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。

(1) 役員選任を行う総代会の日時及び場所

(2) 第3条に基づき理事会が決定した地区別の理事定数

(3) 申出の受付方法及び申出の期限

5 地域区役員推薦委員会は、理事会の要請により承諾した組合員及び、第4項の規定により申し出た組合員の中から、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

6 地域区役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得よう努めるものとする。

7 地域区役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。